

高岡地区広域圏事務組合職員服務規程

平成 5 年 2 月 10 日規程第 2 号

改正 平成 17 年 11 月 1 日訓令第 1 号

高岡地区広域圏事務組合の職員の服務については、高岡市職員服務規程（平成 17 年高岡市訓令第 12 号）の規定の例による。

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合職員服務規程(昭和 49 年高岡地区公害センター組合規程第 3 号)は、廃止する。

附 則（平成 17 年 11 月 1 日訓令第 1 号）

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。